

第1回長尾小学校教育環境適正化検討委員会

日時：令和6年(2024年)11月19日(火)

11:00~12:00

場所：長尾小学校 1 階 ランチルーム

1 開会

2 委員・事務局紹介

3 議題

- (1)長尾小学校教育環境適正化検討委員会設置要綱の策定について
- (2)長尾小学校の教育環境について
- (3)その他

4 次回の開催日程について

5 閉会

<配布資料>

資料1 長尾小学校教育環境適正化検討委員会 委員名簿

資料2 長尾小学校教育環境適正化検討委員会 設置要綱(案)

資料3 宝塚市教育委員会傍聴人規則

資料4 長尾小学校の教育環境について

長尾小学校教育環境適正化検討委員会 設置要綱(案)

1 目的・設置

長尾小学校におけるより良い教育環境や避難所機能を有する体育館の環境整備について検討・取組を進めるため、長尾小学校教育環境適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を宝塚市教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育環境に関すること。
- (2) 通学区域に関すること。
- (3) 体育館の環境整備に関すること。

3 組織

委員会の組織は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会議

委員会の会議は、次に定めるところにより行う。

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (2) 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員が委員会の会議に出席ができない場合は、代理者が出席することも可能とする。

5 会議の公開(傍聴)

委員会の会議の公開は、次に定めるところによる。

- (1) 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、特に必要があると認める理由がある場合は、委員長が事前に委員に諮り、非公開とすることができる。
- (2) 傍聴者の定員は、委員会の会議の都度、会場の収容能力などを勘案して決定する。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは抽選とする。
- (4) 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

6 関係者の出席等

委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

7 会議録

委員会の会議録は、次に定めるところにより作成し、周知するものとする。

- (1) 会議録は、発言要旨を記載し、発言者は無記名とする。
- (2) 会議録作成後は、配布資料とともに、市ホームページに掲載する。

8 庶務

委員会の庶務は、宝塚市教育委員会事務局管理部教育環境整備課が処理する。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表

長尾小学校教育環境適正化検討委員会構成委員

区 分	所 属 名
地域代表	長尾地区まちづくり協議会 会長
	山本自治会長
	平井山荘自治会長
	中山寺自治会長
	城丸自治会長
	平井自治会長
	平井北自治会長
	中筋山手自治会長
	中筋自治会長
	西雲雀丘自治会長
	雲雀丘西地区自治会長
保護者代表	宝塚市立長尾小学校育友会 会長
	宝塚市立長尾小学校育友会 副会長
関係団体代表	長尾地区まちづくり協議会防災防犯部会
	校区人権啓発推進委員会 委員長
	平井老人クラブ
	民生児童委員
	民生児童委員協力員
	学校運営協議会委員
	山本福寿会 会長
	青少年補導委員
	更生保護女性会 理事
	平井寿会老人クラブ 会長
	上中筋ことぶき会 会長
学校	宝塚市立長尾小学校 学校長

○宝塚市教育委員会傍聴人規則

昭和 29 年 5 月 20 日
教育委員会規則第 3 号

注 平成元年 2 月 22 日教委規則第 2 号から条文注記入る。

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が会議を傍聴させることが不適當であると認める者

(平元教委規則 2・平 10 教委規則 2・平 27 教委規則 3・一部改正)

第 3 条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 4 条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 許可を受けずに撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 6 条 傍聴人で、前条各号の規定を守らない者には、教育長は注意を促し、改めない者は退場を命ずる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 第 3 条の規定による改正前の宝塚市教育委員会傍聴人規則第 2 条第 3 号、第 6 条及び第 7 条の規定は、法附則第 2 条第 1 項の規定により同項に規定する旧教育長がなお従前の例により在職する場合について、なおその効力を有する。

令和6年(2024年)11月19日

長尾小学校の教育環境について

1 背景

- ① 子どもたちを取り巻く社会状況の変化や子どもたちの心身の発達状況の早期化、不登校の低年齢化などへの対応。
- ② 人口減少時代を迎える中での人口急増期に建てた学校を含む公共施設の最適化

2 大規模校における課題

- ① 教室や施設の制限
教育環境の過密化により、特別教室や体育館、運動場などの学習環境が制限される。
- ② 個別支援の難しさ
児童数が多いと、特別な支援を必要とする児童への対応が難しくなる場合がある。
- ③ 児童の経験・活躍の場や機会の減少
教育活動や学校行事などにおいて、児童が係や実技、役割分担などで関わらずに経験・活躍する場や機会が少なくなる。
- ④ 異学年交流の機会の減少
普段の学校生活だけではなく、学校行事においても異学年と接する機会が少ないため、低学年から高学年に対するあこがれや、高学年から低学年に対する思いやりの心、高学年の責任感など、心の醸成が難しい。

3 これまでの体育館の整備に対する要望と対応状況

- ① カーテンの交換(令和5年度に対応済み)
- ② 空調機器の設置(令和7年度中に工事予定)
- ③ 福祉トイレ機器の設置
- ④ 北面以外の出入り口の設置
- ⑤ 体育館に通じる階段横のスロープの設置や館内トイレの段差等のバリアフリー化